

平成 29 年 4 月 5 日

お客さま 各位

佐野信用金庫

キャッシュカードによる振込の一部利用制限について  
＜還付金サギ防止対策＞

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、振込め詐欺被害が多発しており、特に電話にて「還付金が A T M で受取れます」と嘘の案内を行い、キャッシュカードによる振込が不慣れなお客さまを A T M に誘導して、電話で操作方法を指示して逆に現金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が急増しております。

当金庫では、このような還付金詐欺の被害を防止するための緊急対応策として、下記のとおり、キャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1. 一部利用制限の内容

次の対象条件に該当するお客さまの口座単位に、A T M を利用した振込の限度額を「0 円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによる A T M での振込取引のお取扱いができなくなります。

(1) 対象となるお客さま

70 歳以上のお客さまで、過去 1 年間キャッシュカードによる A T M での振込取引をされていない方。

(2) 対応開始時期

平成 29 年 4 月 21 日（金）より。

2. A T M による振込取引を希望されるお客さまへ

対象となるお客さまで、キャッシュカードによる A T M を利用した振込取引を希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫お取引店舗の窓口へ、お届け印と本人を確認できる書類（運転免許証等）をご持参のうえでお申し出ください。本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

以 上